

農業次世代人材投資事業について

農業次世代人材投資事業は、次世代を担う農業者を目指す方に就農前の研修を支援する資金（準備型）と就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始型）を、予算の範囲内で交付する事業です。

交付金の種類

○準備型（研修中を支援）

- ・対象者：栃木県が認める研修先で農業研修を受ける就農希望者
- ・交付金額：1人あたり年間150万円（半年ごとに75万円）
- ・交付期間：最長で2年間
- ・窓口：栃木県

研修先や就農の希望地が決まっていない場合：

（公財）栃木県農業振興公社 TEL 028-648-9515

研修先や就農の希望地が決まっている場合：

栃木県下都賀農業振興事務所（経営普及部）

TEL 0282-24-1101

○経営開始型（就農後の定着を支援）

- ・対象者：独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満の認定新規就農者
- ・交付金額：1人あたり年間最大150万円（半年ごとに75万円）
- ・交付期間：最長で5年間

（経営開始2年目以降、前年所得に応じて交付金額が変動します。）

- ・窓口：壬生町経済部農政課農業振興係 TEL0282-81-1839

※ 独立・自営就農開始年度から5年目までが交付対象となりますのでご注意ください。

経営開始型の交付要件

交付を受けるには、以下の要件をすべて満たす必要があります。但し、予算に限りがあるため、要件を満たしても、交付を受けられないことがありますのでご了承ください。

※準備型については、上記の栃木県の各機関にご確認ください。

① 就農時の年齢等

独立・自営就農時の年齢が原則 45 歳未満の※**認定新規就農者**であり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有している方

※ **認定新規就農者**とは、就農先の市町長（壬生町に就農される場合は、壬生町長）から、農業経営基盤強化促進法に基づいて、「青年等就農計画」の認定を受けた就農者をいいます。

② 独立・自営就農について

次に掲げる5つの要件を満たした独立・自営就農であること

ア 耕作する全ての農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること

イ 主要な機械・施設を交付対象者が所有、または借りていること

なお、親族間での貸借についても、書面により契約する必要があります。

ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること

エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者名義の通帳及び帳簿で管理すること

オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること

農家出身者（農家子弟）の場合でも②の要件を満たせば、以下の場合は対象可能

- ・親族の農業経営とは別に新たに農業経営を開始する場合
- ・親元就農後5年以内に親族の農業経営を全部、又は一部を継承して自ら農業経営を開始し、かつ交付期間中に新規作目の導入等の新たな取組をする場合

③ 青年等就農計画等の実現性

就農5年後には、農業（農民生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む）で生計が成り立つ実現可能な青年等就農計画等であること

④ 人・農地プランへの位置づけ等

壬生町で作成する人・農地プランに「中心となる経営体」として位置づけられている、または位置づけられることが確実と見込まれていること

または、農地中間管理機構から農地を借り受けていること

⑤ 園芸施設共済等の加入について

園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、園芸施設共済等に加入する（見込みを含む）こと

⑥ 青年新規就農者ネットワーク

青年新規就農者ネットワークに加入していること

⑦ その他

原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付を受けていないこと

例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）

交付金額

1人あたり年間最大 150 万円

（ただし、夫婦で交付対象となった場合は、夫婦合わせて最大 225 万円）

【交付金額変動の仕組み】

○経営開始 1 年目 → 150 万円/年

○経営開始 2 年目以降

・前年の総所得※が 100 万円未満 → 150 万円/年

・前年の総所得※が 100 万円以上 350 万円未満 → **交付金額変動**

$$\text{交付金額} = (\text{350 万円} - \text{前年の総所得}) \times 3/5$$

※前年の総所得とは、農業所得と農外所得の合計所得で、当該交付金は含みません。

交付停止要件

- ・適切な農業経営を行っていない場合（農産物を適切に生産していない、農業生産等の従事日数が一定（年間 150 日かつ年間 1200 時間）未満である場合等）
- ・中間評価により C 評価相当と判断された場合
- ・当該交付金を除いた本人の前年の所得が 350 万円以上あった場合
※平成 26 年度以前から交付を受けている者については 250 万円

返還

- ・親族から貸借している農地が主である場合において、交付期間中に当該農地の所有権移転をしなかった場合
- ・交付終了後、交付期間と同期間（休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く）営農を継続しなかった場合（中間評価で C 評価相当と判断された方を除く。）

農業次世代人材投資事業の申込み

交付を受けようとする方は、下記書類の提出が必要となります。

- 農業次世代人材投資資金申請追加資料 別紙様式第2号
- 収支計画
- 誓約書
- 履歴書
- 離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）
- 経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）
- 経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内であることを証明する書類 {過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写しなど）}
- 農地及び主要な農業機械・施設の一覧（契約書や領収書等も添付）
- 農地基本台帳及び契約書等の写し
- 通帳の写し（営農関係用の通帳：資材の購入や売上の入金等で使用する口座）
- 確約書及び当該農地を示す地図（親族から貸借した農地が主である場合）
- 経営発展支援金交付申請書（支援金の申請を認められた場合）
- 前年の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）
※世帯とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。
- 個人情報取扱い同意書

上記申請書類のほか、下記の資料の写しが必要となります。

- 青年等就農計画認定申請書
- 青年等就農計画認定証
- 身分証明書（運転免許証等）
- 本人名義の農産物出荷伝票や生産資材を購入したときの納品書、請求書、領収書
- 売上げ等を管理する帳簿（営農関係の収支を管理している帳面）
- 前年以前に農業経営を開始している場合：経営開始以後の所得証明書と青色申告書等

その他の提出書類

【交付期間中】 ①就農状況報告（毎年7月末、1月末までに提出）

②交付申請書（半年分ずつ）

【交付期間終了後】 ①就農状況報告

（毎年7月末、1月末までに提出、交付期間終了後5年間）

【提出先】 壬生町農政課